り、国土交通大臣が公示した供託宅地建物取引業者に対する法第14条第１項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年　　月　　日

郵便番号
住所
氏名又は名称　　印
（法人にあっては、代表者の氏名）
電話番号

国土交通大臣　　殿

記

１　法第14条第１項の損害を受けた新築住宅の所在地

２　法第14条第１項の損害を受けた新築住宅の引渡日

３　法第14条第１項の供託宅地建物取引業者の名称

４　法第14条第１項の瑕疵が判明した日

５　法第14条第１項の損害賠償請求権の額

注１　損害賠償請求権の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

注２　本申出書には、法第14条第１項の権利を有することを証する書面を添付すること。

別記第十二号様式の次に次の一様式を加える。

第十二号の二様式（第二十二条において読み替えて準用する第十二条関係）

（Ａ４）

住宅販売瑕疵担保保証金取戻承認書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第９条第２項の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しを承認する。

年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長　　印
知事

住所
氏名又は名称　　殿
（法人にあっては、代表者の氏名）

記

１　基準日　　年　　月　　日
２　取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金
⑴　金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			（計）イ

⑵　有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								（計）		（計）ロ

⑶　振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				（計）ハ

⑷　取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ＋ロ＋ハ

３　この住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しは、次の基準日（　　年　　月　　日）までに限り、することができる。

注　２⑵の割合は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第15条第１項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

附　則

この省令は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律附則第１条ただし書に規定する施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。ただし、附則第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１３７５７号
埼玉県東松山市元宿１丁目５番11号
債務者　有限会社ケーティーエス
代表者代表取締役　鈴木　執弘
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岡　　敦
４　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７６３号
埼玉県草加市金明町317番地７
債務者　三田寺貴金属株式会社
代表者代表取締役　三田寺常雄
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　史彦
４　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部